防じんマスクなどの呼吸用保護具については、労働安全衛生法令において、事業者が労働者に一定の有害作業を行わせる場合に着用させることを義務づけています。これら呼吸用保護具のうち、防じんマスクについては、所要の規格を満たしていることを担保するため、製造者などに対し販売前に型式検定を受けることを義務付けています。

今般、輸入者から、輸入した出荷前の使い捨て式防じんマスクについて、自社において定めている検査体制に基づき実施した、サンプル検査において、一部の製品について排気弁に漏れがあったことにより、規格を満たしていないことが判明したため、対象となる型式についての規格不適合の内容等の報告が、厚生労働省に対して行われました。

厚生労働省では、輸入者に対してこれらの製品の回収・交換の要請を行うとともに、 規格不適合のマスクについて任意で提供を受け、公益社団法人産業安全技術協会に対 して試験を依頼しました。その結果、下記のとおり、規格を満たしていない防じんマ スクであることが確認されました。

これらのマスクは、既に一般の小売店等を通じて不特定多数の方に販売されており、 現在、一部については所有者の特定ができていません。

厚生労働省では、この事実を厚生労働省ホームページに掲載して、所有者への注意 喚起を行います。また、輸入者に対しては、引き続き、原因究明や再発防止対策など について指導を行っていきます。

記

1 輸入者: スリーエムヘルスケア株式会社

本社:東京都品川区北品川6丁目7番29号

## 2 該当マスク:

(1)型 式 名 称:8805-DS2(使用限度時間11時間)

型式検定合格番号:第TM438号(使い捨て式防じんマスク)

個 数:90,890個

販売対象期間:平成26年8月8日~同年9月10日



(2)型 式 名 称: 8511-DS2 (使用限度時間27時間) 型式検定合格番号:第TM28号(使い捨て式防じんマスク)

個 数:245,580 個

販売対象期間:平成26年4月1日~同年10月14日



(3)型式名称:9322J-DS2(使用限度時間19時間) 型式検定合格番号:第TM554号(使い捨て式防じんマスク)

個 数:464,725 個

販 売 対 象 期 間: 平成 25 年 10 月 18 日~平成 26 年 10 月 10 日



- 3 規格不適合の内容(公益社団法人産業安全技術協会の試験結果による): 内部の圧力が常圧に戻るまでの時間が15秒未満であったこと。 (このため、マスク内部の気密が保てないこと。)
- 4 不適合率(公益社団法人産業安全技術協会の試験結果による):
- (1)型式名称:8805-DS2(使用限度時間11時間)型式検定合格番号:第TM438号(使い捨て式防じんマスク)58%(不具合数 19個/試料33個)
- (2)型式名称: 8511-DS2 (使用限度時間27時間)型式検定合格番号:第TM28号(使い捨て式防じんマスク)42%(不具合数 14個/試料33個)

- (3)型式名称:9322J-DS2(使用限度時間19時間)型式検定合格番号:第TM554号(使い捨て式防じんマスク)67%(不具合数 22個/試料33個)
  - ※ 不適合率は、輸入者から任意に提供を受けた不具合の可能性の高いものを 抽出して行った排気弁の作動気密試験の結果であるため、輸入者が行った検 査による不良率とは異なります。

## 5 主な原因:

3型式とも共通の排気弁を使用しているが、マスクの製造工程で排気弁に大きな 負荷がかかり、変形が起こったため。

- 6 回収状況について (平成 26 年 11 月 12 日現在):
- (1)型式名称:8805-DS2(使用限度時間11時間)型式検定合格番号:第TM438号(使い捨て式防じんマスク)90,890個のうち自主回収で57,364個は回収済み(回収率63.1%)
- (2)型式名称: 8511-DS2 (使用限度時間27時間)型式検定合格番号:第TM28号(使い捨て式防じんマスク)245,580個のうち自主回収で41,940個は回収済み(回収率17.1%)
- (3)型式名称:9322J-DS2(使用限度時間19時間)型式検定合格番号:第TM554号(使い捨て式防じんマスク)464,725個のうち自主回収で35,326個は回収済み(回収率7.6%)

合計 801, 195 個のうち自主回収により 134, 630 個は回収済み(回収率 16.8%)

## 7 その他 (健康被害のおそれについて)

輸入者が自社のホームページにおいて11月4日付けで公表している「3M™ 使い捨て式防じんマスク8511-DS2および9322J-DS2回収・交換のご案内 3M™ 使い捨て式防じんマスク8805-DS2回収・交換のご案内(再)」の中で、「作動気密試験が規格値に達しない製品につきましても、粉じん捕集効率については規格値を満たしていること、漏れ率については正常品と同等の値であることを社内評価で確認しています」との記載がありますが、厚生労働省が公益社団法人産業安全技術協会に依頼した試験結果により、粉じん捕集効率については規格値を満たしていることが確認されましたので、今回の規格不適合を原因とする健康被害のおそれはないものと考えられます。